

令和4年第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年3月11日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉 ・ 松野 芳正  
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均  
舘林 朋子 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣  
高橋美穂子 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 梶下 信孝

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美  
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男  
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸  
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男  
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	主任主事	片岡 美晴
主任主事	岡田 優希	主事	井上 靖之
主事	小野寺亜実	主事	宮田 直弥

議 事

- 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第16号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第17号 別段の面積（下限面積）の設定について
- 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第11号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

それでは、令和4年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は19名中15名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。  
それでは、議席番号13番村木多藏委員、議席番号14番西垣隆委員の両委員、よろしくお願いたします。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について説明いたします。  
1ページをお願いします。  
今回出願がありました農地につきましては、名古屋国税局において期間入札の公告が行われています。  
この物件は農地でありますので、民事執行規則により、入札に参加するには、農業委員会から買受適格があることの証明書の交付を受けることが必要です。  
また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。  
今回は1件提出されています。  
2ページをお願いします。  
1番、常磐地区の案件は、出願人が農業経営の拡大を図るものです。買受適格証明の発行にあたり、農地法に規定する不許可基準に抵触しないことを事務局において確認し、提案しております。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第11号について事務局から説明がありました。

出願人の営農状況等について、担当地区の農業委員より説明をいただきます。

それでは、1番常磐地区は、河田均委員をお願いします。

河田委員

出願人が今回買い受けを希望する農地では、隣接する自身の農地と一体で柿を栽培する予定とのことでした。

出願人は地元の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、証明書の発行及びその後の3条許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第11号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第11号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第12号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願いします。

1番島地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借の設定です。

2番合渡地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

3番、同じく合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第12号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。  
それでは、1番島地区は、古田薫委員をお願いします。

古田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する借人が畑を借り受けるもので、申請地では、引き続き野菜を栽培する予定です。  
借人は認定農業者であり、地域の取り決めなども十分承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、2番及び3番合渡地区は、村木多藏委員をお願いします。

村木委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。  
受人はこれまでも貸借により申請地を耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。  
他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。  
3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。  
申請地では、野菜を栽培する予定です。  
受人は、他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも十分承知しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、4番三輪山県地区は、山口貴範委員をお願いします。

山口委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。  
申請地では野菜を栽培する予定です。  
受人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、5番網代地区は、松野芳正委員をお願いします。

松野委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
受人は渡人の親族で、これまでも申請地の一部を利用権で耕作しておりました。

申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。

地元の取り決めなども十分承知しており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第12号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第13号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第13号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は2件、合計506平方メートルです。

8ページをお願いします。

1番七郷地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番合渡地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第13号について説明を受けました。

議案第13号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第14号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は所有権の移転5件、賃借権の設定1件以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第14号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は賃借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は6件、合計3,900平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番北長森地区の申請は、所有権の移転により一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番黒野地区の申請は、所有権の移転により資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3番芥見地区の申請は所有権の移転で、一般個人住宅に転用するものです。

令和4年1月の総会において、5条使用貸借で許可済みでございますが、使用貸借ではなく所有権移転されるとのことで、許可取消願を提出し、再度許可申請をされたものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4番網代地区の申請は、賃貸借の設定により、鰻の養殖用施設に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、特別の立地基準を必要とする、水産動植物の養殖用施設に供するために行われるものであるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、53ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。

転用される場所は、板屋川西に位置する農地です。

5番網代地区の申請は、所有権の移転により堆肥舎に転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。農振農用地の転用は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

12ページをお願いします。

6番網代地区の申請は、所有権の移転により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第2種農地と判断します。



第2種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

議案第14号について説明を受けました。

4番網代地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、4番網代地区は、松野芳正委員をお願いします。

松野委員

4番の申請は、鰻の養殖用施設のために転用するものです。

農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に、先日現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地付近の農地及び水路について影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第14号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第14号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

**【河田委員離席】**

議長

続きますして、議案第15号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第15号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

14ページをお願いします。

1番常磐地区の申請は、賃貸借による権利の設定により駐車場へ一時転用するものとして、農地法5条許可済みですが、受注している公共工事の工期延長のため、転用期間を延長するものです。

変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第15号について説明を受けました。

議案第15号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【河田委員復席】

議長

続きまして、議案第16号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第16号について説明いたします。

16ページをお願いします。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、834平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第16号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第17号別段の面積、下限面積の設定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

吉村主査 　　それでは、議案第17号について説明いたします。  
現在、岐阜市は、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、別段の面積基準を40アールと定めておりますが、農林水産省経営局長通知により「農業委員会は毎年、別段の面積の修正の必要性を審議すること」とされています。  
農地法施行規則では、設定する面積未満で農地を耕作する者の数が、「おおむね百分の四十を下まわらないように算定されるものであること」とされております。  
岐阜市の農地台帳の集計結果によりますと、令和3年8月1日現在、農家要件を満たす10アール以上の耕作面積を有する農家は5,395世帯です。  
その内、30アール未満を耕作する農家は2,643世帯であり、割合は約49パーセントで規則に定める基準に適合します。  
また、同規則第17条第2項では、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」場合は、前項の規定にかかわらず、適当と認められる面積を設定するとされておりますが、昨年度の農地利用状況調査の結果、令和3年3月31日現在、遊休農地面積26.1ヘクタールに対し、管内の農地面積は3,956ヘクタールで、その割合は、約0.7パーセントとなっております。  
これらのことから、岐阜市の別段の面積につきまして、現行の40アールから30アールへ、来年度から引き下げることが提案いたします。  
以上でございます。

議長 ただいま、議案第17号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

**【挙手多数】**

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第8号から11号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年2月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第8号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

20ページをお願いします。

届出は29件、合計67、319.84平方メートルです。

続きまして、報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

22ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は22件、合計10,522平方メートルです。

明細は、23ページから28ページです。

続きまして、報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

30ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は70件、合計36,023.30平方メートルです。

明細は、31ページから50ページです。

続きまして、報告第11号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

52ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和4年2月に、1法人から提出されました報告書について、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言もないようなので、これで本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時35分閉会を宣す。